

栃木労働局「今月(12月)のおすすすめ情報」を紹介します。

【掲載場所】

栃木労働局トップページ
> 今月のおすすすめ情報



① 建設業局署合同公開監督を実施します！

○北関東3局（茨城労働局・栃木労働局・群馬労働局）では、12月1日から14日までを「合同年末建設一斉監督実施期間」として行っています。この中で栃木労働局では、下記のとおり12月9日（月）に、栃木労働局長が先頭となって、宇都宮労働基準監督署と合同で、建設工事現場への監督指導を公開実施します。

- ◆日時 令和6年12月9日（月） 14：00～（所要時間約1時間15分）
- ◆現場 施工者：株式会社テックス
工事名：（仮称）宇都宮一条計画工事
所在地：宇都宮市一条一丁目4-7（一条中学校跡地）

② 令和6年度 年末年始無災害運動（12月1日～1月31日）

○本年度は「今年もやります！ 基本作業の徹底 年末年始も無災害」を運動標語として「年末年始無災害運動」を展開します。

本運動は、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるよう、事業場等の取組促進を図る趣旨で展開するものです。

職場全員で「明るく迎える年末年始」のため「年末年始無災害運動」、「Aない声かけ運動！R6」、「ころばNiceとちぎ」に取り組みましょう。



年末年始無災害運動（中災防）
Aない声かけ運動！R6
ころばNiceとちぎ

県内の本年10月末現在での労働災害による死亡者数は12人であり、半数の6人が作業床等からの「墜落・転落」によるものです。

当局としては、この事態を重く受け止め、12月に関係団体等に対して「墜落・転落」による労働災害防止対策の取組強化に向けた緊急要請を行います。



③ 改正育児・介護休業法及びフリーランス法等説明会の開催(令和6年12月12日)

○男女ともに子育てや介護と仕事が両立しやすい就業環境の整備等をさらに進めていくため、育児・介護休業法等が改正され、令和7年4月1日から順次施行されることとなりました。

今回の改正により、事業主の皆様におかれましては就業規則等の見直しが必要になります。

また、令和6年11月1日から施行されましたフリーランス法についても説明いたしますので、是非、ご参加ください。

日時：令和6年12月12日（木）14：00～16：30

場所：宇都宮市文化会館 小ホール（定員：500名）

【問合せ】栃木労働局 雇用環境・均等室 TEL：028-633-2795

申込はこちら



④ 令和7年4月1日から高年齢雇用継続給付制度の給付率が変わります！

雇用保険被保険者であった期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の労働者であって、60歳以後の賃金が60歳時点の賃金の75%未満になった状態で就労する労働者に対し、65歳に達するまでの期間について、60歳以後の各月の賃金の最大15%を支給しているところですが、令和7年度から新たに60歳となる労働者への給付率が10%に縮小されます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160564_00043.html



⑤ 年末年始はたっぷり休んでリフレッシュ！

○年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。働き方・休み方の改善をこれからも継続的に行うためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する「年次有給休暇の計画的付与制度」や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する「時間単位の年次有給休暇制度」の活用が効果的です。



⑥ 12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です！

厚生労働省では、ハラスメントのない社会の実現に向けて、12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、集中的な広報・啓発活動を実施します。

その一環として、「職場におけるハラスメント対策シンポジウム」を12月10日（火）にオンラインで開催します。是非、ご覧ください。

■「職場におけるハラスメント対策シンポジウム」開催

- ・開催日：令和6年12月10日（火）13:30～15:15
（13:00オンライン画面スタート）
- ・会場：オンラインで配信（参加費無料）



シンポジウムの
詳細はこちら



あかるい職場応援団



■また、ハラスメント防止対策の取組の参考としていただけるパンフレットや研修動画などを提供しています。詳細は、ポータルサイト「あかるい職場応援団」をご覧ください。

⑦ 栃木県特定最低賃金が令和6年12月31日から改定されます！

特定最低賃金 ※18歳未満または65歳以上の労働者は栃木県最低賃金が適用されます。

【効力発生日：2024（令和6）年12月31日】	◇電子部品等製造業	1,056円
◇塗料製造業	◆自動車・同附属品製造業	1,064円
◆はん用機械器具製造業	◇計量器等製造業	1,056円

注)1 令和6年度においては、「各種商品小売業」最低賃金の改定はありません。

2 「各種商品小売業」最低賃金の適用産業の労働者（適用除外労働者を除く）については、令和6年10月1日以降「栃木県最低賃金（時間額）1,004円」が適用されます。

○最低賃金引上げに向けて次の支援措置を設けています、ご活用ください。

*業務改善助成金（※本年度の申請期限は、令和6年12月27日まで。）

【問合せ】業務改善助成金コールセンター TEL：0120-366-440

*とちぎ賃上げ・業務改善奨励金

【問合せ】栃木県労働政策課 TEL：028-623-3217

*キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

【問合せ】助成金事務センター TEL：028-614-2263

*働き方改革推進支援センター相談窓口

【問合せ】栃木働き方改革推進支援センター TEL：0800-800-8100

栃木県最低賃金の
特設ページは
こちら



業務改善助成金
については
こちら



キャリアアップ
助成金について
はこちら



とちぎ賃上げ・
業務改善奨励金
についてはこちら



⑧ 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が公布され、雇用保険制度が変わります！

令和7年4月より新たな雇用保険制度が創設されます。

1. 出生後休業支援給付の創設

両親ともに育児休業を取得することを促進するため、子の出生直後の一定期間以内（男性は子の出生後8週間以内、女性は産後休業後8週間以内）に被保険者とその配偶者の両方が14日以上育児休業を取得する場合に、最大28日間、休業開始前賃金の13%相当額を出生後休業支援給付として給付し、育児休業給付とあわせて給付率を80%とします。

2. 育児時短就業給付の創設

育児期を通じた柔軟な働き方を推進するため、被保険者が2歳未満の子を養育するために、時短勤務をしている場合に、時短勤務中に支払われた賃金額の10%を支給します。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40723.html



⑨ 労働者の人材育成に人材開発支援助成金を活用しませんか？

人への投資促進コース・・・eラーニング等の定額受け放題サービスで目的や職種などに合わせた効果的な訓練を実施した場合の定額制訓練、労働者が自発的に受講した訓練経費を負担する事業主へ助成の自発的職業能力開発訓練、他デジタル人材、高度人材を育成する訓練の訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度。

事業展開等リスティング支援コース・・・企業の持続的な発展のため、新製品の製造や新サービスの提供等により新たな分野に展開する、または、デジタル・グリーンといった成長分野の技術を取り入れ業務の効率化を図るための人材育成に対して訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を高率助成により支援する制度。

【問合せ】栃木労働局助成金事務センター TEL：028-614-2263

